

第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務委託事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

I 事業内容

(1) 委託業務名

第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務

(2) 趣旨

本要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）、食育基本法（平成17年法律第63号）、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき策定する第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画（以下、「第三次健康わこう21計画等」という。）策定支援業務委託事業者の策定支援業務について、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により最適な受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。市民調査、計画書策定、パブリックコメント対応、要旨公表支援等を委託する事業者の知識、技能、経験を総合評価し、本事業に最も適した業者を選定する。

(3) 業務内容

委託業務の主な内容は、以下のとおりとする。

- ア 計画の現状分析及び課題整理
- イ 市民調査等の実施
- ウ 市内小・中学校に通う小学5年生・中学2年生に対するアンケートの調査
- エ 調査結果の集計、分析
- オ 調査報告書の作成
- キ 施策の評価支援
- ク 施策案及び事業計画案の作成
- ケ ヘルスソーシャルキャピタル審議会運営支援
- コ 計画の素案の策定支援
- サ 市民説明会の実施支援
- シ パブリックコメントの実施支援
- ス 計画策定、計画書及び概要版の作成支援
- セ 打ち合わせ協議

※詳細は別途「令和8年度 第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 委託料上限額

委託料上限額は6,500,000円(税込)以内とする。ただし、予算配当額が上限を下回る場合は、市の予算額を限度とする。

2 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4号の規定する者に該当しないこと。
- (2) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)第2条第1項に基づき入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条、破産法(平成16年法律第75号)第18条に規定する手続きの申立てがなされていないこと、または当該手続き中でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。
- (6) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成21年要綱第14号)第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。
- (7) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をしていないこと。
- (9) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者、又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。
- (10) 5年以内に1件以上の地方自治体における計画策定業務の実績を有すること。
- (11) 事業内容書の内容を熟知し、十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。業務遂行に必要な専門的知識及び体制を有すること。
- (12) 実施事業者に選定された場合、市との契約内容について遅延なく確実に遂行できること。

3 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。(なお、都合により変更する場合がある。)

(1) 実施要領の公表	令和7年12月16日(火)
(2) 質問書受付期間	令和7年12月16日(火)～令和7年12月24日(水)
(3) 質問に対する回答期間	令和7年12月22日(月)～令和8年1月9日(金)
(4) 参加申込書の提出期間	令和8年1月5日(月)～令和8年1月13日(火)
(5) 企画提案書の提出期間	令和8年1月5日(月)～令和8年1月28日(水)
(6) 第一次選考(書類審査)	令和8年2月上旬
(7) 第二次選考(書面による提案の審査)	令和8年2月中旬頃
(8) 選定結果通知	令和8年2月下旬頃
(9) 委託準備期間(見込み)	令和8年2月下旬～令和8年3月末
(10) 契約締結(見込み)	令和8年4月1日(水)

4 審査及び業者選定方法

(1) 委託業者の審査について

企画提案書によるプロポーザルとする。業者選定に係る審査は、第三次健康わこう21計画等策定業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が定める次の評価基準①～⑦までの項目より行う。

① 会社概要、業務実績

会社概要、業務実績などを踏まえ、計画策定に深い見識があり、専門的知識を有しているか。信頼性があり、安定した業務提供ができる会社か。市町村健康増進計画等の実態調査及び計画策定支援の実績があるか。

② 会社としての実施体制

業務遂行に十分な体制が整えられているか。業務にかかる人数を把握し、責任の所在を明確にした管理体制は取れているか。

③ 市民調査結果の集計、分析、結果報告

調査結果を適切に集計及び分析し、その結果を分かりやすくまとめ、報告する実績があるか。

④ 第三次健康わこう21計画等案の作成支援

これまでの「健康わこう21計画」「和光市食育推進計画」「和光市自殺対策計画」に対する理解度、市民調査結果等を事業計画にどのように活用するのか、事業計画策定及び調査等について全般的な策定支援円滑に行えるか。また、和光市の健康づくり施策等について熟知しているか。

⑤ 実施スケジュール

「第三次健康わこう21計画等」の計画策定までの全体スケジュールが示されているか。

⑥ 経費見積額

当該業務に係る経費の見積額は、契約金額の上限額以内となっており、別紙「仕様書」の支援

業務内容に対して妥当な金額か。また、見積内容は費用対効果を考慮し作成されているか。

⑦ 企画提案の取組姿勢

企画提案に際して、よりよい提案をするために積極的に取り組むことについて具体的に記載されているか。また、わかりやすい企画提案書を作成し、提案内容が分かりやすく記載されているか。その他参考とすべき有効な提案があれば、その内容も評価する。

(2) 事業者の決定

選定委員会は、企画提案書、見積書等、書面による提案の審査で総合評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を決定する。

(3) 結果の通知

審査結果は、すべての参加事業者に文書で通知する。また、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

5 契約の締結

(1) 委託業務名

第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務

(2) 契約手続

市は、審査により決定された者と業務委託契約の手続を行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(3) 委託料

市は決定事業者と委託内容の再確認・検討を行い、「①(5)委託料上限」を超えない範囲で委託料を決定し、契約を締結する。

(4) 委託内容

別紙「仕様書」を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。提案内容は基本的に尊重されるが、市は優先交渉権者決定後に契約業務の内容について、受託者と十分協議する。必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

6 参加手続及び提出書類

(1) 参加申込書

令和8年1月5日(月)～令和8年1月13日(火)

① 提出書類:参加申請書1部のほか、表1「プロポーザル参加申請に係る提出書類」イ～オを提出

してください。

- ② 提出方法:持参又は郵送(消印有効)とします。郵送の場合は、当方から受領確認の連絡をします。連絡が無い場合は申し出てください。
- ③ その他:イ～オは、下表提出書類の順に並べ、インデックスを貼り、A4 縦方向左側に 2 穴パンチし、クリップに綴じて提出してください。1 部は原本とし、他は副本可とします。

表1 プロポーザル参加申請に係る提出書類

	提出書類	使用する書式	提出部数
ア	参加申込書	様式第1号	1部
イ	会社概要書 ※登記簿謄本(提出日3か月以内に発行されたもの)を添付すること	様式第2号	10部
ウ	国税・地方税の納税証明書 (直近2年分のもの)	様式自由	10部
エ	業務実施体制調書	様式第3-1号、3-2号	各10部
オ	業務実績調書 ※5年以内に1件以上的地方自治体における計画策定業務の実績について資料を添付すること	様式第4号	10部

(2) 企画提案書

令和8年1月5日(月)～令和8年1月28日(水)

- ① 提出書類:表2「書類審査に係る提出書類」ア～カを提出してください。
- ② 提出方法:持参又は郵送(消印有効)とします。郵送の場合は、当方から受領確認の連絡をします。連絡が無い場合は申し出てください。
- ③ その他:下表の提出書類の順に並べ、インデックスを貼り、A4 縦方向左側に 2 穴パンチし、A4 フラットファイルに綴じてください。ファイルの表紙、背表紙に「第三次健康わこう21計画等策定支援業務委託企画提案書」と「法人名」を表記してください。1 部は原本とし、他は副本可とします。

表2 書類審査に係る提出書類

	提出書類	使用する書式	提出部数
ア	企画提案書	様式自由	10部
イ	業務工程表	様式自由	10部
ウ	個人情報管理体制確認表	様式第5号	10部

エ	参考見積書	様式自由	10部
オ	法人の決算書 (申請日の属する年度の前2事業年度分)	様式自由	10部
カ	定款 (最新のもの)	様式自由	10部

(3) 提出場所

和光市健康部健康支援課健康づくり担当
〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5-51
電話:048-424-9128 FAX:048-465-0557
E-mail: d0401@city.wako.lg.jp

(4) 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(5) 作成要領

① 企画提案書

ア 以下の項目を提案すること。

(ア) 市民調査結果の集計、分析、結果報告

(イ) 令和8年度 第三次健康わこう21計画等計画案の作成支援

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 会社としての実施体制(業務にかかる人数、管理、責任体制など)

(オ) その他本業務に対する提案

イ 様式は任意とする。

ウ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的にわかるよう簡潔明瞭なものとすること。

エ 提案書は、A4版横書き左綴じとする。ただし、A3版を使用する際はA4版サイズに織り込むこと。

② 見積書

ア 事業者の提案を実現するためのすべての経費について、見積書を作成すること。

イ 追加・別途の経費が発生しないよう慎重に見積額を提示すること。

ウ 見積書の書式及び各項目についての様式は自由であるが、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

7 質疑応答

企画提案書等の作成にあたり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問については、受け付けないものとする。

(1) 質疑方法

質疑がある場合は、質問書（様式7）を対応窓口あてに電子メールで送信すること。（電話、口頭での質問には回答しない）なお、送信の際は、タイトルを「（貴社名）健康わこう21計画等策定業務についての質問」とすること。

(2) 提出期限

令和7年12月24日（水）17:00受信分まで

(3) 回答方法

ホームページ上で回答

(4) 回答期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月9日（金）（随時対応）

8 選定方法

本業務については、市が設置するプロポーザル選定委員会において、以下の審査を経て選定します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格の確認及び提出された企画提案書に基づく書類審査を実施します。ただし、参加者が5社以下の場合には第一次審査を省略し、第二次審査を実施します。

(2) 第二次審査（書面による提案）

提出された企画提案書などの提出書類、特に重視する点や協調する点等について、書面による提案の審査を実施し、優先交渉権者1者を選考します。第二次審査の詳細は、第一次審査通過者に対して通知します。

(3) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務遂行力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価します。審査の結果は参加者全員に対して文書にて通知します。また、市ホームページで公表します。

9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提出期限に遅れたもの

(2) 本要領の条件を満たさないもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。

(7) 民法第90条（公序秩序）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

- (8) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会が認める場合。

10 その他の留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (5) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。
- (7) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (8) 本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として実施するものである。そのため、令和8年度当初予算が成立しなかった場合には、同プロポーザルに係る費用の負担を含め市は責任を負わない。この要領に定めのない事項については、必要に応じて担当課が協議の上、適宜定めるものとする。

11 対応窓口

郵便番号 〒351-0106

住 所 埼玉県和光市広沢1-5-51

所 属 和光市 健康部 健康支援課 健康づくり担当

担 当 平原

電 話 048-424-9128

F A X 048-465-0557

E - m a i l d0401@city.wako.lg.jp